

平成26年5月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成26年5月15日(木曜日)午後2時30分から午後3時43分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第42号) 平成27年度相模原市立小中学校使用教科用図書採択基本方針について(学校教育部)

日程第 2 (議案第43号) 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第 3 (議案第44号) 相模原市教育委員会の保有する文書の廃棄にかかわる諮問について(教育総務室)

日程第 4 (議案第45号) 相模原市就学指導委員会委員の人事について(学校教育部)

日程第 5 (議案第46号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 6 (議案第47号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 小 林 政 美

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教育局長	小野澤 敦 夫	教育環境部長	大 貫 守
学校教育部長	土 肥 正 高	学校教育部参事	長 嶋 正 樹
生涯学習部長	小 山 秋 彦	教育局参事 兼教育総務室長	鈴 木 英 之
教育総務室長 担当課長	杉 山 吏 一	学校教育課長	西 山 俊 彦
学校教育課長 担当課長	林 由美子	学校教育課長 担当課長	齋 藤 嘉 一
学校教育課長 担当課長	小 泉 勇	スポーツ課長	菊地原 央
スポーツ課 総括副主幹	高 林 正 樹		
事務局職員出席者 教育総務室主査	萩生田 成 光	教育総務室主事	齋 藤 竜 太

開 会

小林委員長 　ただいまから相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

　本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

　本日の会議録署名委員に、大山委員と私、小林を指名いたします。

　はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

小林委員長 　では、本日の会議は公開といたします。

　傍聴人の方は、お入りいただいて結構でございます。

（傍聴人入場）

小林委員長 　本日は、報道機関から録音の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、認めることといたしました。

平成 2 7 年度相模原市立小中学校使用教科用図書採択基本方針について

小林委員長 　これより、日程に入ります。

　日程 1、議案第 4 2 号、平成 2 7 年度相模原市立小中学校使用教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

　提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 　議案第 4 2 号、平成 2 7 年度相模原市立小中学校使用教科用図書採択基本方針について、ご説明を申し上げます。

　本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条に基づき、採択を行うため、神奈川県教育委員会が定める「平成 2 7 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、平成 2 7 年度に相模原市立小中学校で使用する教科書の採択に向けて、本市教育委員会の採択基本方針について、提案するものでございます。

　それでは、西山学校教育課長から具体的なことを説明させていただきます。

西山学校教育課長 　本議案第 4 2 号をご覧いただきたいと存じます。

　1、教科用図書の採択についてでございます。平成 2 6 年度は、ア、小学校において平成 2 7 年度に使用する教科用図書、イ、中学校において平成 2 7 年度に使用する教科用図

書、ウ、平成27年度に使用する特別支援教育関係教科用図書、以上の教科用図書を採択いたします。

次に、2、採択の基本原則については、6項目でございます。

(1)として、相模原市教育委員会が設置する「相模原市教科用図書採択検討委員会」の調査研究の結果を参考に、公明・適正を期し、採択するをいたしました。この相模原市教科用図書採択検討委員会は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するものでございます。市立学校の校長の代表、教員の代表、教育研究会の代表、保護者の代表、教育委員会事務局の職員によって構成され、今年度は12名に委員を委嘱する予定でございます。

(2)といたしまして、文部科学省の「教科書編集趣意書」、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するをいたしました。この文部科学省の教科書編集趣意書につきましては、教科用図書の研究・調査の参考資料とするため、発行者が教科書編集の基本方針や特色、構成などについて記載したものを文部科学省が取りまとめ、提供しているものでございます。

(3)として、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択するをいたしました。この(3)につきましては、神奈川県教育委員会が定める教科用図書採択基準に則り、原則の1つといたしました。

(4)として、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めるといたしました。

(5)として、教科書の採択が公正かつ適正に行われるために外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するをいたしました。

この(4)と(5)につきましては、神奈川県教育委員会が定める平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択についてを受け、教科書採択に係る情報の公開と静ひつな採択環境の確保について、明記することといたしました。

(6)として、中学校において平成27年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、採択するをいたしました。この法律及び政令によって、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、中学校において平成27年度に使用する教科用図書は、原則として平成23年度に採択されたものを継

続して採択することとなります。

続いて、3、教科用図書調査研究の観点についてでございますが、平成27年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成27年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点を、別紙のとおり定めるといたしました。

恐れ入りますが、別紙をご覧くださいと存じます。

これは、神奈川県教育委員会が定める教科用図書調査研究の観点を受け、定めたものでございます。1ページから5ページ2行目までに、本市の平成27年度使用小学校教科用図書調査研究の観点を、続いて、5ページ2段目から6ページに、平成27年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点を記載しております。

恐れ入ります。それでは、別紙の1ページをご覧くださいと存じます。

ア、教科・種目に共通な観点といたしまして、(ア)には、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連を、(イ)には、本市の教育ビジョンである相模原市教育振興計画などの各教育プランとの関連を掲げました。(ウ)の内容につきましては、神奈川県教育委員会が定めたものに3点目の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ内容は充実しているかという項目を盛り込んでおります。

恐れ入ります。2ページをお開きいただきたいと存じます。

(エ)といたしまして、構成・分量・装丁を、(オ)として、表記・表現するという観点を決めました。

イ、教科・種目別の観点につきましては、(ア)の国語から(サ)の保健まで、具体的な観点を定めております。

恐れ入ります。5ページ2段目をご覧くださいと存じます。

平成27年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点につきましても、小学校教科用図書調査研究の観点と同様な構成といたしました。

なお、本議案に関係する法規につきましては、参考資料1をご覧くださいと存じます。また、採択が行われます7月の教育委員会定例会までの大まかな流れにつきましては、参考資料2をご覧くださいと存じます。

以上、採択基本方針に基づき、公正なる教科用図書の採択ができますよう、よろしくご決定くださるようお願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。どうぞ。

田中委員 採択の基本原則という2番のところ、まず(4)のところでは、支障を来さない範囲でということ、積極的な情報の公開に努めるとあります。また、(5)の中では、同じような、公正かつ適正に行われるためにということで、静ひつな採択環境を確保するとなっておりますが、これはどのような両立を図っていくか、教えていただけますか。

西山学校教育課長 採択の事務の円滑な遂行に支障を来すおそれがある、このように判断される情報につきましては非公開とさせていただきますけれども、市民の信頼を確保する観点からも積極的な公開に努めてまいりたいと考えているところでございます。

田中委員 具体的に、その積極的な公開ということでの情報をいただけますでしょうか。何かお考えのところがあれば。

西山学校教育課長 まず1つは、本日のこの教育委員会において、この採択の基本方針について、教育委員会の場をもって報告、また決定をしていただくという、この場合につきましても公開とさせていただいているところが積極的な公開に当たります。

また、参考資料という形で、7月定例会での採択までの流れを、概略ではございますが示させていただきました。当然ながら、7月の定例会においての採択につきましても公開となっておりますので、その内容については公開とさせていただきますが、その途中の調査委員会や検討委員会については、非常に粛々とその内容については進めさせていただきたいと考えておりますし、やはりその遂行については支障を来すおそれがありますので、そのところについては非公開とさせていただきたいと考えております。

小林委員長 よろしいですか。

田中委員 はい。

福田委員 1ページの内容のところに関してなのですが、これは小学校のところと、あと特別支援用というところが5ページのところの内容としてあるわけなのですが、特に特別支援用の内容、(ウ)の内容、上から3つ目のところで、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるかという、この文言は非常に私はいいかと思うのですが、小学校用図書のところでは、観点が違っていても当然なのですが、そのような内容をどういうところで含まれているのかなとちょっと思ったのですが。

西山学校教育課長 この内容につきましては、県教委の方が定めているものをそのまま持ってきているものでございますが、当然ながら特別支援学級で使用する教科書につきましては、一人ひとり、使用する子どもたちの程度に合わせて、その教科書を採択していきま

すので、そのような観点を定めさせていただいているものと考えておりますし、相模原もそれに則って、このような形で内容として盛り込んだものでございます。

福田委員 特に今、特別支援の場合は、そのような観点が重要だということで特記させていただいていると。こちらの小学校の方でも、そういう観点は重要であるというふうに考えてよろしいということですね。

西山学校教育課長 はい。

小林委員長 よろしいですか。

福田委員 はい。

小林委員長 別紙の1ページです。その一番下にあります(1)の(ウ)内容の3つ目の丸です。小学校教科用図書調査研究の観点到、市としては、思考力、判断力、表現力等をはぐくむ内容は充実しているかどうかという項目を加えた理由を説明してください。

西山学校教育課長 この内容の3番目に、あえて謳わせていただいている理由でございますが、この思考力、判断力、表現力等の育成につきましては、現在、現行使用されている学習指導要領にも重視をされているものでございまして、相模原市教育振興計画におきましても、広い視野と柔軟な思考力、また、主体的に考え行動できる能力などを培うこと、その重要性が謳われているというところがございます。

また、全国学力・学習状況調査での、これまでの分析の結果から、本市の児童につきましては、根拠を明らかにして自分の考えを記述すること、この観点到につきましては課題があるということが明らかになっております。

このような理由から、本市につきましては、子どもたちに思考力、判断力、表現力等をはぐくむ、こういう内容を盛り込むことが教科書の採択には非常に重要であると考えておりまして、このように明記をさせていただきました。

以上でございます。

大山委員 参考資料2に、採択の流れということで書かれているのですが、教科書の採択に当たって保護者、一般市民、それから学校の教職員の方の意見というのは、どのように反映されるのでしょうか。

西山学校教育課長 教科書の採択につきましては、その採択権者といたしまして、教育委員会が責任を持って適切に対応すべきことということが法律では謳われているところでございますけれども、この教科用図書採択検討委員会には、教員の代表、保護者の代表の意見も反映できるように、そのメンバーの構成をさせていただいております。また、各

学校におきましては、採択基本方針並びに各教科の観点に沿った調査研究が行われておりまして、その結果は検討委員会での資料となるという形になっているところで、このように意見を反映させていただくということにさせていただきました。

ですので、この一般市民、保護者ということにつきましては、検討委員会のメンバーの中に保護者の代表を入れさせていただいているということ、また、一般の教員につきましては、各学校の中で行われている調査研究、その取りまとめについては検討委員会での1つの資料とさせていただくということで、広くいろいろな意見を最終的な検討委員会での資料作成にさせていただくということになります。

以上です。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

田中委員 今の大山委員の質問と関連するかもしれないのですが、同じように参考資料2のところ、教科書展示会というところで、ここが多分一般市民の方に広く情報提供というところになると思うのですが、法定展示期間(14日間)となっております。具体的に日程が決まっていればお願いいたします。

林学校教育課担当課長 小学校使用教科書に関しましては、相模原市内には教科書センターが総合学習センターと相模湖まちづくりセンターの2カ所に設置されまして、6月13日から、途中、休所日ですとか土日を挟みますが、そこで14日間の日程で開催されます。また、今年度は南区の学校に勤務する教員が閲覧しやすい環境を整えるために、南合同庁舎内にも臨時会場を設けて、こちらは6日間の予定で開催することになっております。別途、特別支援教育関係教科書に関しても、市役所会議室等で展示会を行うことになっております。

また、市民の皆様にも教科書へ関心を持っていただくために、教科書展示会については広報さがみはら、ホームページ等で広く周知を図るとともに、展示会場にはアンケート用紙等を配布いたしまして、広くご感想を記入していただくようお願いすることになっております。

小林委員長 よろしいですか。

田中委員 はい。

小林委員長 そのほか、ございましたら、どうぞ。ほかに質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第42号、平成27年度相模原市立小中学校使用教科用図書の採択基本方針についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

#### 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

小林委員長 次に、日程2、議案第43号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第43号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市青少年問題協議会の設置目的及び委員の数に係る改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

別紙の関係資料1、条例新旧対照表をご覧ください。

はじめに、設置目的の改正内容についてでございますが、昨年9月に施行されたいじめ防止対策推進法第14条におきまして、地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例により、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとされております。また、本年4月に施行された相模原市いじめの防止等に関する条例第14条では、いじめの防止等に関する関係機関及び関係団体等の連携を図るための組織を整理するものとする規定されました。

一方、従来から青少年問題協議会において、いじめ防止を含めた青少年の様々な問題に係る調査審議を行い、関係機関相互の連携が図られておりました。そこで、青少年問題協議会が法に基づくいじめ問題対策連絡協議会としての機能を担うこととして、明確に定義するものでございます。

次に、委員の数に係る改正についてでございますが、先にご説明申し上げました設置目的を改正することに伴い、学識経験者等を委員に加えるため、委員定数を20人以内から22人以内とするものでございます。

具体的な委員の構成につきましては、関係資料2をご覧くださいと存じます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成26年10月1日からとするものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 改正前は市長、市議会の議員がということで、そこが削られてのプラス要因となったと思うのですが、相模原市として学識経験者、法務局の方、それから人権擁護委員、民生・児童委員と児童相談所というところで選択をされていますが、どういうところで、この協議会での、この方たちを選択した理由というか、必要性があるというところをお願いします。

長嶋学校教育部参事 市長と議員が削られたということにつきましては、そもそも青少年問題協議会は法律で定められた協議会でございます、その法律が今年改正になりまして、その部分が削られ、各自治体の判断の中で、よりよい構成員を選びなさいというような決まりになったわけでございます。

市長につきましては、もともとの青少年問題協議会が市長からの諮問答申も含めた相談も入るわけございまして、市長が、諮問答申を行う側と受ける側の同じ協議会にいるというのはおかしいでしょうということで、それが外れたということです。市議会議員につきましては、平成12年に議会の方から議員の多忙化ということもございまして、法令で定められたものを除き、辞退するというようなこともございました。今回、法令から外れたことで、市長と議員は外れたということになります。

新たに加わった法務局ですとか人権擁護委員、こういったことにつきましては、今回、いじめの問題協議会としての形式をここで、条例で明確に謳うということになりますので、いじめ対策の推進法の中で例として、こういった団体あるいは専門家を入れてほしいというようなことがございまして、それに基づいて、いじめ問題協議会として施行できるような形でメンバーを選ぶということにさせていただいたところでございます。

以上です。

小林委員長 田中委員、よろしいですか。

田中委員 はい。書いてありました、ごめんなさい。

大山委員 私の理解が足りないのかもしれませんが、いじめ問題対策協議会というのが、いじめ防止対策基本法ということで、市にもできると。それから、相模原市青少年問題協議会に関しては、もう古くから設置されていて、その中にいじめの問題を加えたということで、この辺の位置関係とか、その辺がちょっと私の頭の中では不明確なのですが、どういった場合に、この相模原市青少年問題協議会の中で審議されるのか、いじめのことが、その辺の位置関係をお教えいただきたい。

長嶋学校教育部参事 青少年問題協議会、もともと古くからある協議会でございまして、先ほどの説明にもありましたとおり、幅広く青少年の問題について話し合う、協議をするということでございまして、もともといじめの問題も協議してきた経緯がございます。あえて謳わなくても、その中でやってきたところなのですけれども、法律に基づいた協議会とするためには、条例で謳いなさいというような法律に決まりがございますので、条例で、この附属機関の中に明確に位置付けるということをしていただいたところでございます。ですから、青少年問題協議会の中で、今回はいじめ、今回は青少年ということではなく、全体の中でいじめの話し合いもあれば、一般的な青少年のこともあるということで、適宜、その中で話し合っていくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

大山委員 そうしますと、いじめの問題対策協議会は、いじめの問題に特化して行われることですね。オーバーラップする内容かなと、どうですか。いかがですか。

長嶋学校教育部参事 法律で一番上に来るものとして、市としての協議会というのがこれに当たるわけで、市が構成員となるような、市とほかのいろいろな団体機関と連携をするというのが、この1つの目的でございます。4月から設置になりますけれども、教育委員会の附属機関であるいじめに対する審議会、それから調査委員会、2つございまして、こういったものが合わさっていじめに対して、いろいろ協議して検討していこうと、実効的な対策をとっていこうというようなことになるわけでございます。この協議会につきましては、市だけではなく、ここに出ているような団体機関とずっと連携を図って、新たな対策を検討していきましょうというような会議でございまして、特に内容を分けるとかいうことでなく、当然、いじめもあれば全体ということもあるというようなことで、会議を分けてとか、そういったことは考えておりません。いじめのことも常に頭に入れながら対応していくということで、教育委員会としてもこのメンバーに入るわけでございまして、我々もそこに常に参加して、対応していくというようなことを考えております。

以上です。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

福田委員 青少年問題に関する、例えば先ほど教科書の採択の流れとかいう組織図がありますが、そういうものが何かの機会のときに、青少年問題にかかわる全体の組織図、市の中のそういうものをお示しいただければと思います。今日でなくても結構ですけれども、よろしくをお願いします。

小林委員長 お願いでよろしいですか。

福田委員 はい。

田中委員 あと、すみません、もう1つ、質問です。

今、委員の構成表を見せていただいた中で、改正前は教育長、警察署長、少年院院長というところでお示しがあったのですけれども、改正後は教育委員会、警察署、少年院というふうになっております。これは、その長の方ではなくて、その組織の中から推薦された方ということと捉えてよろしいのでしょうか。

長嶋学校教育部参事 もともとの規定では、法律で市長とか議員とかいう決まりがございましたので、そういったことになっておりましたけれども、もともと各団体に要請をして、そこから推薦された方が会員になるということで、今回も同じような考え方でございますけれども、あくまでも団体の協議をする場ということになりますので、それぞれの団体の方に投げかけて、そこから推薦が挙がる方ということになるかと思えます。

田中委員 わかりました。

小林委員長 そのほか質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第43号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

相模原市教育委員会の保有する文書の廃棄にかかわる諮問について

小林委員長 続きまして、日程3、議案第44号、相模原市教育委員会の保有する文書の

廃棄にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第44号、相模原市教育委員会の保有する文書の廃棄にかかわる諮問についてご説明申し上げます。

本議案は、平成26年4月1日付で施行されました相模原市公文書管理条例第9条第6項の規定に基づき、実施機関は保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴かなければならないこととされておりますことから、別紙に掲げた文書の廃棄について諮問いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、別紙1をご覧いただきたいと存じます。

平成25年度末をもって保存期間が終了いたしました、相模原市立小学校及び中学校が保有する公文書のうち、歴史的公文書候補である学校沿革誌、学校要覧、学校記念行事書類の3件を除く、75件を廃棄対象公文書として抽出したものでございます。

次に、別紙2をご覧いただきたいと存じます。

平成25年度末をもって保存期間が終了いたしました、学校を除く教育委員会が保有する公文書のうち、歴史的公文書候補である社会体育運営計画、博物館調査・研究資料、埋蔵文化財分布調査等の文書を除く、個別名称242件を廃棄対象公文書として抽出したものでございます。

以上で、議案第44号、相模原市教育委員会の保有する文書の廃棄にかかわる諮問についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 初めて見る、廃棄に関する文書なのですがけれども、この中に保存期間が3年から、長いと20年なのですがけれども、その公文書の保存期間を多分、条例でもって規定されているのでしょうかけれども、大まかに、こういう文書は5年、こういう文書は3年、簡単にご説明いただければと思います。

杉山教育総務室担当課長 保存期間につきましては、最長で30年までの文書となっております。その中で、重要なものにつきましては30年ということで、重要なものほど保存期間が長くはなっておりますが、当初、永年保存という形になっておりましたが、法律の

方で最長30年と定められましたので、永年保存というのはなくなりまして、30年が最長という形になっております。

大山委員 そうすると、3年だとか5年だとか20年だとか、その辺の何か基準というのはあるのでしょうか。

杉山教育総務室担当課長 30年保存のものにつきましては、教育委員会または市におきますと、総合計画ですとか基本方針、こういった市の重要なもの、例えば市の廃置分合ですとか境界変更といった市政にかかわるようなものが30年でございます。10年につきましては、その次の段階になりますが、重要な事務ですとか事業の計画、実施に関するもの、または市の行政の基本方針のようなものです。こういったもの、あと審査基準ですとか処分基準、こういったものが10年保存という形をとっております。5年につきましては、事務事業のうち、計画または実施に関するもの、あと陳情、要望、不服申し立て、こういったものを5年保存としております。3年につきましては、会議ですとか講習、研修事業に関するものですとか、一般からあります申請、報告、届出と、こういった手続きのものが3年保存という位置付けで設定しております。

大山委員 そうしますと、例えば、こだわりますけれども、職員会議書類と、それからもう1つ、教職員の事故報告書類というのは同列に扱われているのですけれども、何かその辺の判断基準というのは。何で事故報告書が3年で、一般の職員会議の書類が3年なのか、単純な質問ですが。

杉山教育総務室担当課長 先ほど申し上げましたほかに、3年保存の必要があると認めるものといった大きなくくりの中でございます。その上の段階の5年になりますと、事業計画ですとか不服申し立てといった外部的な書類の方が少し多くなっておりますので、職員の会議、あと職員の事故報告については、内部の書類ということで3年にしてあるものと思われま。

大山委員 それは教育委員会だけではなくて、市役所全体の保存期間と解釈してよろしいですか。

杉山教育総務室担当課長 基本的な部分につきましては、市長部局に合わせてございます。ただ、学校特有の文書等については、学校教育法等で定められた期間等もございますので、一部のものにつきましては独自に設定させていただいております。

以上でございます。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 意見ですけれども、この議案44号の議案を、毎年こういう形で議案として提出するのがいいのか、そのことについてですが、ここに書いてあるとおり、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条について出ているわけですが、3条を見ますと、教育長の専決事項があるわけです。それを規則第3条の第2項ぐらいのところ、附属機関に関する諮問の部分の規定して、そして教育長の専決事項にしたらもういいのではないかと思うのですが、ご意見をいただきたいと思います。私はそう考えるのですが、毎年これを議案にするのもいかなものかと思ひまして。

杉山教育総務室担当課長 ご指摘いただきましたように、教育長へ委任する規則の中で、諮問答申につきましては教育委員会に諮るべきということでご提案をさせていただいております。今回、4月1日に施行されまして、初めて諮問ということでご提案をさせていただいておりますが、別紙の一番左側でございます、年度の欄が毎年1年ずつずれたものを経年的にかけさせていただく案件になります。委員長のご意見のとおり、委任規則の方を改正いたしまして、公文書に係る軽易な諮問については教育長に委任するという形での規則改正を検討させていただきます。

以上でございます。

小林委員長 これは事務局の方で、後の検討事項としてお願いできればと思います。

そのほかご意見、質問がございましたら。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第44号、相模原市教育委員会の保有する文書の廃棄にかかわる諮問についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

#### 相模原市就学指導委員会委員の人事について

小林委員長 続きまして、日程4、議案第45号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第45号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてご説明申

上げます。

本議案は、相模原市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、委員14名を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。なお、就学指導委員会につきましては、小中学校への就学において、障害等により教育的配慮を必要とする次年度就学予定の児童並びに学齢期の児童生徒について、その状況や特性から適切な就学先を審議する機関でございます。

本年度、委嘱いたします委員につきましては、裏面をご覧くださいと存じます。

委員の構成といたしましては、相模原市医師会より推薦を受けた医師の今村正道氏、鈴木宏氏、清水正勝氏、永井完侍氏、矢島晴美氏。学識経験者として、羽中田正叔氏。幼稚園関係者として、桐生典明氏。保育園関係者として、根本眞夕美氏。学校教育の関係者として、相模原市内にある特別支援学校長の岩澤佳代子氏、伊藤甲之介氏、横澤孝泰氏。小学校長会から田中多輝子氏、高田恵子氏。中学校長会から田中久喜氏の、以上、合わせて14名でございます。

なお、任期につきましては、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの1年間となっております。

また、資料につきましては、就学指導委員会の開催予定日等、概要について記載いたしました。

以上、議案第45号、相模原市就学指導委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 提案理由の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 選出区分につきまして、どのような形でこういう区分ができているのかについて、またちょっと補足していただきたいのと、学識経験者という大ざっぱな形で、学識経験者ってよく登場するのですけれども、特にやっぱりここでは、発達にかかわるカウンセラーないしは臨床心理士というようなくりを設定した方が、こういった委員会には適切ではないかなと、それは私の方の考えなのですが、ちょっとその辺のところも含めてご説明いただければと思うのですが、よろしく申し上げます。

齋藤学校教育課担当課長 選出区分につきましては、相模原市審議会等の在り方に関する基本方針に則って決定をさせていただいております。

学識経験者等につきましては、委員ご指摘のような考え方もあるかと思っておりますけれども、

今回につきましては、昨年度まで相模原中央支援学校の校長であった羽中田氏を選ばせていただいたという経過となっております。

福田委員 結果的には、そういった観点からの判断といいますか、あるいはアドバイスができる方が選ばれているからいいかと思うのですが、これが医師と教育・保育関係者だけとなると、やっぱり適切な指導をしていくという観点からは、発達あるいは臨床にかかわる心理士というような枠組みをここに含まれているからいいけれども、そういう形で今後ご検討していただくのもどうかということでご発言させていただきました。

小林委員長 ご意見ですが、事務局の方、ありますか。

福田委員 ご検討ください。

齋藤学校教育課担当課長 検討させていただきたいと思います。

小林委員長 お願いいたします。

田中委員 参考資料の方で、就学指導委員会の概要というところで、一応、定数は20人以上となっております。

福田委員 以内ね。

田中委員 以内、もちろん以内なのですからけれども、現在は14名ということなのですからけれども、これはもう十分に14名の方でその委員会が求めるところの内容を網羅できていると捉えてよろしいのでしょうか。

齋藤学校教育課担当課長 そのように認識しております。

小林委員長 よろしいですか。

田中委員 はい。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第45号、相模原市就学指導委員会委員の人事についてを、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

#### 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

小林委員長 次に、日程5、議案第46号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第46号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、相模原市スポーツ推進審議会の3名の委員から辞職したい旨の申し出がございましたので、これを承認し、後任の委員を委嘱したく提案するものでございます。

まずはじめに、辞職の申し出がございました委員でございますが、板橋一幸氏は、現在1期目、相模原市立中学校長会からの推薦により、委嘱をしているものでございます。また、お二人目でございますが、海老名雅彦氏、同じく現在1期目でございます。相模原市立小中学校長会からのご推薦をいただき、委嘱をしているものでございます。3人目の田中勝年氏につきましても、現在1期目でございます。田中氏につきましては、相模原市公民館連絡協議会からのご推薦をいただきまして、委嘱をさせていただいたものでございます。いずれの方につきましても、任期途中でございますけれども、ご都合により辞職の申し出があったものでございます。

次に、後任として委嘱をする委員につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、お一人目、加藤正樹氏につきましては、委員の構成を定めてございます相模原市スポーツ推進審議会規則第2条第3号に規定する関係団体の代表者としたしまして、相模原市立中学校長会からのご推薦をいただいたものでございまして、現在は鳥屋中学校長でございます。次の小林哲也氏につきましても、加藤氏と同様に関係団体の代表者としたしまして、相模原市立小中学校長会からのご推薦をいただいたものでございます。現在は大沼小学校長でございます。3人目、門倉睦男氏でございますが、こちらにつきましても関係団体の代表者としたしまして、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただいたものでございます。現在は藤野中央公民館長でございます。

3名の方に任期につきましては、平成26年5月16日から2年間とするものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林委員長 提案理由の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 すみません、任期について、私の方でちょっと勉強不足だと思うのですけれど

も、よくほかの委員会の中では任期途中だと、その前任者の任期内での、残った分での任期交代が多いのですけれども、このスポーツ推進審議会の委員に関しては、前の方が途中の任期であっても、その方に委嘱した日から2年間という規定でよろしいのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 スポーツ推進審議会の委員でございますけれども、まず構成を各関係団体から推薦いただいている関係で、その団体の任期に合わせてございます。そのため、委員の任期がばらばらになってございます。一応、今回も2年の任期ということで委嘱をさせていただきます。

田中委員 何となくちょっと、わかるのですけれども、そうすると、1期が2年ということだから、こういう書き方になると思うのですが、そういう関係団体に合わせての、そういう配置というかお願いをされていると思うのですが、前任者が皆さん、平成27年5月までになっていますよね。1年間を残しての辞職なのですから、そうすると、また1年でもしかしたらこの団体は交代となるということでもいいのですね。2年任期なのですから、団体によっては1年しかできないとしても、2年で最初をお願いしているというふうな形をとっていらっしゃるということによろしいのでしょうか。

小山生涯学習部長 こちらの委員につきまして、まず附属機関の設置条例の中で、委員の任期が決められてございまして、その中で補欠の委員については、その前任者の残任期間とするという規定がございませんので、そこから2年という形になってしまっております。ただ、基本的には委員をお願いをする際には、団体のご都合もあろうかとは思いますが、その任期ということをお願いをしているのが、まず私どもの方の考え方でございます。ただ、やはり団体のご都合もございませうようなので、やむを得ず任期途中でというお話が来れば、それはそちらの方を尊重しながらさせていただいているというのが状況でございます。

以上でございます。

小林委員長 よろしいですか。

田中委員 はい。

小林委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第46号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを、原案どおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第46号は可決されました。

#### 相模原市スポーツ推進委員の人事について

小林委員長 次に、日程6、議案第47号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第47号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、大沼公民館長から、欠員が生じておりますスポーツ推進委員として、現在、大沼公民館におきまして、体育部員として地域のスポーツ振興にご尽力をいただきまして、また、スポーツに関する深い関心と理解を有するとして、松井裕美氏と加藤貴久氏をご推薦いただきましたので、平成26年6月1日付で委嘱をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定によりまして、ご提案をするものでございます。

任期につきましては、平成26年6月1日から平成27年3月31日までとするものでございます。

なお、スポーツ推進委員の欠員につきましては、253名の定数に対しまして、現在8地区で14名の欠員が生じておりますが、本議案をご承認いただきますと、大沼地区での欠員が解消しまして、7地区12名となるものでございます。公民館等におきましては、引き続き人選にご尽力をいただいているところでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 提案理由の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 この推進委員の任期につきまして、欠員ということから致し方ない部分もあるかとは思いますが、任期がばらばらだったりするわけですね。その採用をめぐって、一覧表の備考欄にもありますように、ふぞろいになってしまっているということ、年度の2期ないしは幾つかに分けたところで欠員調整をしていくというような、そういうようなことは検討できないものかと思うのですが、いかがでしょうか。何か不都合があれば。

小山生涯学習部長 説明が、すみません、ちょっと不十分でございました。

相模原市スポーツ推進委員につきましては、欠員の補充ということでございまして、こちらについては、終わりの期限については、皆さん一緒でございます。スタートのところがばらばらになってしまっておりますけれども、終わり、終期につきましては2年間ということで、今年度につきましては平成25年4月1日付で、そこから2年間ということで、委嘱をさせていただいているところでございます。ですので、平成25年4月1日時点でいらっしゃる方については、そこから2年ということになっております。ただ、どうしても見つからない場合などがございます。そのときには、見つかったときにはなるべく早い時期に委嘱をさせていただくということで、そこから残任期間ということでさせていただいているものでございます。

先ほどスポーツ推進審議会については、委嘱から2年ということになってございましたが、スポーツ推進委員につきましては2年間、欠員の場合には残任、ほかの委員と同じく、同じ期間の中で委嘱をしているということでございます。

説明が不十分でございました。

福田委員 終期に関して統一しているということ、これはわかりますが、始期の方も毎回、この人事がばらばらと出てきますと、推薦されているから委嘱していくというような形でしかここでは取り扱うことができないようなことが多くて、適正云々というようなことについては、推薦母体の根拠ある推薦があって取り上げられているかなと思うのですが、ある程度、時期を区切って推薦母体と推薦理由等が記された上で一括していくと、やっぱり実務的に不都合が生じるものなのではないでしょうか。1カ月、2カ月空席になってしまうということ。

小山生涯学習部長 実はスポーツ推進委員につきましては、現地といいますか地域で体育事業については、本当に戦力と言っては失礼ですが、本当に力になっていただいている方々でございます。そういう適任の方がいらっしゃれば、委員会の日程に合わせてなるべく早い時期に委嘱をさせていただいて、地域で活躍をしていただきたいという思いで、今回このようなご提案になっているものでございます。任期を合わせればというようなご意見もあろうかとは思いますが、そのような現状もございますので、一応申し上げました。

福田委員 そうということだと、ある意味、1つの委員の特性からして、即決というようなことも必要だし、ある程度、根拠があるところで推薦されているということであれば、教育長の専決というような形で処理するということも可能かなと私は思うのですけれども、

その辺のところはいかがでしょうか。

鈴木教育総務室長 理論的には、確かに教育長に対する委任規則に定めれば可能かと思いますが、事実上、人事に関しては、こちらの教育委員会というのが決定機関でございますので、好ましくはないかなと考えております。

福田委員 やっぱり審議という形で取り扱いにくいというか、ただここにある意味、形式的にかかってくるということだと、ちょっとそれは。やりたくないとかということではもちろんないのですよ。その推薦母体、かつ教育長のところで決裁というものを尊重するというような形で進められないものかということで、もしちょっとご検討いただければ。

鈴木教育総務室長 現在の、まず教育長に対する事務委任等に関する規則の考え方でございますが、教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するとなっております。まず、一番大きい柱は、教育行政の運営に関する基本的な方針とか計画の決定、これはもう委任はできませんよと。今日ご審議いただいた教科用図書の採択に関すること。あるいは、先ほどから審議が続いています附属機関の委員の任命または委嘱及び解職を行うこと。さらに、その次では公民館長及びスポーツ推進委員の委嘱及び解職を行うこと。ですから、教育委員会としては教育長に対して、どこまでを委任するか、一律に人事だからということではなく、少し議論が必要かと思っておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

福田委員 では、こちらの方も少しまた考えるというか審議をして、また検討する機会を設けていただきたいと思います。

小林委員長 事務局の方と教育委員が両方で検討するというところで、よろしいですか。

福田委員 はい。

ちょっとすみません、あわせて、この松井さんと加藤さんについて、スポーツ推進ということでの適正というか、その辺をちょっと教えていただければと思うのですが。

菊地原スポーツ課長 まず、スポーツ推進委員でございますけれども、スポーツ基本法第32条におきまして、スポーツの推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方という規定がございます。このお二人でございますが、これまで大沼公民館におきまして、体育部員として長い間活動されていて、スポーツ経験もおありだということで推薦をいただいたものでございます。

小林委員長 よろしいですか。

福田委員 はい。

小林委員長 そのほかございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第47号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを、原案どおり決することに  
ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第47号は可決されました。

大山委員 ちょっとよろしいでしょうか。先ほどの、議決は終わったのですが、45号の  
ところで、質問だけちょっとさせていただきたいと思ひまして。

先ほどちょっと、定数が20人以内ということと、実数が14人ということで、私がち  
ょうど教育委員になりましたとき、この就学指導委員会の中に学校教育課の方が、たしか  
3、4人担当されていておられた時代があったのです。それを内部職員はオブザーバーに  
しようというようなことで、多分この教育委員会で図られたと思うので、ちょっと危惧す  
るのはそのときの条例で、確かにそのころは18人、17人ぐらいいたのだと思うのです。  
その名残が20人として残っているのではないかなど。実際に20と14って、ちょっと  
かけ離れた定数なので、その辺をちょっとお伺いしたいなど。

それから、そのときにも多分質問したと思うのですけれども、委員の中で外部委員とい  
うのはわかるのですけれども、内部委員というのが多分、市役所に関係する校長先生だど  
か保育園長ということだと思うのです。その扱いから、多分、担当課の学校教育課の人間  
が外れたのだと思うので、その辺のちょっと見解をお伺いしたいなど。

齋藤学校教育課担当課長 委員の人数につきましては、相模原市審議会等の在り方に関す  
る基本方針で20人以下としているというところで、14人という現在の人数でございま  
す。委員ご指摘のとおり、オブザーバーとして関係する所属長には、今もご出席をいた  
だいている現状でございます。

大山委員 20と14の乖離、大分離れている数については。

齋藤学校教育課担当課長 その基本方針があくまでも20人以下というような数字という  
認識でございますので、14名で現状は十分審議が行われていると認識をしております。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 次に、報告事項に入ります。

次に、教育委員会の主なイベント等については、各委員のお手元にあります広報カレンダーに5月中旬から1カ月間の予定がまとめてありますので、ご覧いただければと思います。

この件について、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、最後に次回の会議の予定日のことですが、6月12日木曜日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の会議は6月12日木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、5月の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午後3時43分 閉会